

周産期搬送体制検証部会(R4.1.24開催)の報告について

1 新型コロナウイルス感染症陽性妊婦の搬送～東京都周産期搬送コーディネーターの対応状況～(令和3年4月～10月(2月))

○令和3年4月から10月(令和4年2月)までの東京都周産期搬送コーディネーターが関わった案件は、転院搬送10件(29件)、一般通報33件(47件)。

○病院決定までに要した時間(注1)が、90分以上の案件は、転院搬送で4件(6件)あり、最大251分(同左)。一般通報では15件(21件)あり、最大261分(322分)。

※(注1)…転院搬送:情報提供から病院決定まで、一般通報:覚知から病院決定まで

○病院への照会回数は、10回以上が転院搬送では4件(7件)あり、最大17回(24回)、一般通報では17件(27件)あり、最大57回(同左)。

○8月(1月、2月)は件数が非常に多く、保健所や東京都新型コロナ入院調整本部の入院調整が困難だったため、周産期搬送コーディネーターも同時に受入先の調整を行ったが、病院決定までに時間を要した案件や受入が困難な案件もあった。

※()内は令和3年4月から令和4年2月末までの数値

2 スーパー母体搬送における稽留流産事例について

○一般通報における流産(激しい腹痛)については、スーパー母体搬送に該当しないのではと思われるような軽症・中等症の案件があり、スーパー母体搬送システムに乗せることにより、かえって遠方へ搬送されてしまう等、搬送される妊婦にとって不利益となる場合が生じる。

○かかりつけ医で稽留流産と診断されていた妊婦が、自宅から一般通報によりスーパー母体搬送となる事例が複数あった。

部会でのご意見

上記1について

○コロナ陽性患者の対応・入院が適切に実施されるよう、分娩取扱施設や診療所に対して周知を図ること。

⇒平成30年9月2日に発出した下記①、②の通知内容について、令和4年2月8日付けで通知し、再周知を図った。

①コロナ陽性妊婦への相談・診察(リモート含む。)ならびに入院・転院の積極的な受入れ

②産科的症状の発生や悪化等緊急を要する場合には、ブロック内の周産期母子医療センターに連絡するなど、通常の周産期搬送ルールに従った対応

上記2について

○稽留流産診断後の待機時に状態が悪くなった場合、まずはかかりつけ医に連絡することを妊婦に周知するよう、東京産婦人科医会からかかりつけ医に周知する等、対応していただく。